

< 窯クラブ消防計画説明資料 >

経過 :H21-5-16 消防立入検査により管理権原者・防火管理者を置くことになった

管理権原者：組長、防火管理者：H22-4 仙石秀男、H24-4 岡田能治、R5-2 山本達夫

消防立入検査：H21-5-16、H26-11-2、H29-10-5

< 防火管理について >

1. 防火管理の重要性・意義

毎年多くの火災が発生し、多くの尊い生命と貴重な財産を奪っていきます。

過去の事例をみると、日常の火気管理のまずさが原因で出火し、防災設備の不備や維持管理の不適切、火災発見の際の初動対応の不手際などから火災が拡大し、また、被害が大きくなってしまいうケースがあとを断ちません。中には、管理権原者や防火管理者に対して、防火管理業務の不履行から刑事責任が問われたことも多くあります。私たちの尊い生命と財産を守るためには、防火管理の重要性を十分認識し、防火管理を徹底していくことがきわめて重要なことなのです。

【管理権原者】 管理権原者とは、次の要件を満たし、防火管理業務上の正当な権原をもつ者をいいます。

- ① 自治会長など組織を代表することができる。
- ② 建築物の増・改築、避難施設、消防用設備の設置と維持管理の権限を持つ。
- ③ 組織の人事の権限を持つ。

2. 防火管理とは

防火管理とは、火災の発生防止と火災の被害を最小限に食い止めることを目的として、「普段、誰が何をしたらよいのか」、「万一火災が発生した場合にどうしたらよいのか」を消防計画にしっかりと定め、日常の火気管理の徹底、消防用設備等の維持管理、火災に備えた消火訓練や避難訓練などを行うものです。

管理権原者は、消防法により、防火管理者を定め、防火管理業務を実施させなければなりません。

【管理権原者の役割】

- ① 防火管理上必要な業務を実施させ、指導監督する。
- ② 防火管理者を選任する。
- ③ 所轄消防署長へ防火管理者選任(解任)の届出をする。

【防火管理者の仕事】

- ① 消防計画の作成。
- ② 消火、通報及び避難訓練の実施。
- ③ 消防用設備等の点検及び整備。
- ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督。
- ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び整備の維持管理。
- ⑥ 収容人員の管理。(集会所の場合:部屋の面積/0.5 m²)

3. 防火管理の体系

【防火管理者】 防火管理者には、消防署の実施する防火管理講習を受講するなど、一定の資格が必要です。

【消防計画】 防火管理は人の行う業務であり、多くの人々が組織的に動くもので、人々の行動規範を明確にしておく必要があります。

そこで、この行動規範を文書にして、日常の予防管理や万一の場合に円滑な行動ができるよう定期的に教育や訓練を実施することが必要となります。この行動規範を文書にしたものが消防計画です。

4. 防火管理者の選任が必要な対象物

防火管理者の選任が必要な防火対象物は、次のとおり病院や工場、百貨店などの用途に応じ建物内に勤務する人や出入りする人の数(収容人員)によって、定められています。

【特定防火対象物】劇場や百貨店、旅館、ホテル、病院、**集会所** など、不特定多数の人が出入りする特定防火対象物は、火災発生の際の危険も大きいため、収容人員が30人以上(特別養護老人ホーム等の福祉施設にあっては10人以上)の場合に防火管理者を選任しなければなりません。

【非特定防火対象物】図書館や工場、駐車場、倉庫など特定防火対象物以外の防火対象物(非特定防火対象物)は、**収容人員が50人以上の場合に防火管理者を選任しなければなりません。**

5. 防火管理者の業務の一部委託

最近では、火気使用箇所点検、防火避難施設の維持管理、火災が発生した場合の初動対応などの防火管理業務の一部を警備会社やビルメンテナンス会社などに委託することが多く見受けられます。

ビル所有者などの管理権原者が、防火管理業務の一部を外部に委託する場合には、防火管理業務の責任範囲や権限を明確に定め、防火管理業務が適正に行われるようにすることが大切ですが、この場合においても管理権原者の防火管理責任が免れるものではありません。

また、ビル管理会社など防火管理業務の受託を行う業者には、受託した業務に従事する者を指導する教育担当者が営業所、基地局ごとに定められていなければなりません。

6. 管理権限者の取組み

消防計画の実効性を確保するうえで、管理権限者の防火意識が最も重要です。

管理権限者の責任は、防火管理者を選任したことで解かれるわけではなく、防火管理の最終責任者であることに変わりはありません。

防火管理の取組みに際して、管理権限者は、次のことを推進することが必要です。

- ① 防災施設や設備の点検などの維持管理に必要な予算処置を講じる。
- ② 災害防止や事故発生時の対応に必要な人員を確保できるようにする。
- ③ 防火管理上で必要な事項の実施状況を随時報告を求め、指示する。
- ④ 各種の会議などで防火に関連することを取り上げ、指示する。
- ⑤ 自主防災組織の役割を周知させる。
- ⑥ 消防関連の資格を取得させるよう積極的にすすめる。
- ⑦ 消防や防災機関で実施する防災セミナーなどには自ら参加し、関係者にもすすめる。

< 窯組運営規定 >

(管理権限者および防火管理者)

第18条 窯クラブは特定防火対象物(不特定の人を30人以上を収容する集会所)であり、管理権限者は防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わなければならない。(「消防計画」を参照)

- (1) 管理権限者および防火管理者が代わる場合は、届書を消防署に提出しなければならない。
- (2) 防火管理者は「防火管理者」の公的資格を有する者でなければならない。
- (3) 防火管理者は消防署に提出した「消防計画」に従って計画を実行する。管理権限者は計画の実施状況について随時報告を求め、指示すると共に、点検結果を消防署に報告する。
- (4) 任期は定めないが、継続が困難となった場合は管理権限者に申し出て後任者の選任に協力する。
- (5) 管理権限者の要請により、防火管理者の資格を取得をする場合は、窯組が必要な費用を負担する。

消 防 計 画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、**大富窯クラブ** における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、**大富窯クラブ** に入入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は、**山本 達夫** とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び提出(改正の都度)
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防機関への指導要請
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
- (4) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した図面により周知徹底
- (7) 法令に基づく関係機関に対する報告及び届出等
- (8) 管理権限者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(火災予防上の遵守事項)

第4条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。
- (3) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け又は物品を置かない。また、避難口等は、容易に解錠できるようにしておく。
- (4) 消防用設備の周囲には、装飾等をしない。
- (5) 火災を発見した場合は、消防機関(119)に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた手順により適切な行動をとる。
- (6) 喫煙は、建物外の指定した場所で行う。

(火元責任者の指定)

第5条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

| 火元責任者 | 担当場所 | 任 務 |
|--------------|-------------------|---|
| 山本 達夫 | 外の南東側 台所 廊下 | <ul style="list-style-type: none">・ 吸がら及び火気使用設備器具の管理・ 電気設備器具の安全確認・ 消火器等の管理・ 避難通路の確保・ 地震時の出火防止・ その他火災予防上必要な事項 |

(法定・自主点検検査)

第6条 建物等の自主検査及び消防用設備等の法定点検を実施する。

| 検査対象 | 検査実施日 | 検査員 |
|----------|--------|------------------|
| 建物 | 月 1回以上 | 山本 達夫 54-3562 |
| 火気使用設備器具 | 月 1回以上 | 山本 達夫 |
| 消火設備 | 年 2回 | (有)泉通信設備 54-2671 |
| 警報設備 | 年 2回 | (有)泉通信設備 |
| 避難設備 | 年 1回 | 山本 達夫 |

(結果の記録及び報告)

第7条 点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに消防用設備等の点検結果については、年に 2回、土岐市消防長に報告する。

(避難経路図等)

第8条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防設備の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を作成し、利用者すべてに周知徹底しなければならない。

(地震対策)

第9条 震災予防措置

- (1) 建物、建物に付随する施設物(看板、窓枠、外壁等)及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査。
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査。
- (3) 避難場所は、クラブ前の駐車場 とし、集結場所は クラブ前の駐車場 とする。なお、誘導は利用グループの責任者があたる。

(防火教育及び訓練)

第10条 防火管理者は、防災教育及び消火・通報・避難訓練を行うものとする。

なお、消火及び避難訓練は年 2 回以上実施する。

訓練の対象者は利用グループの責任者及び関係者とする。

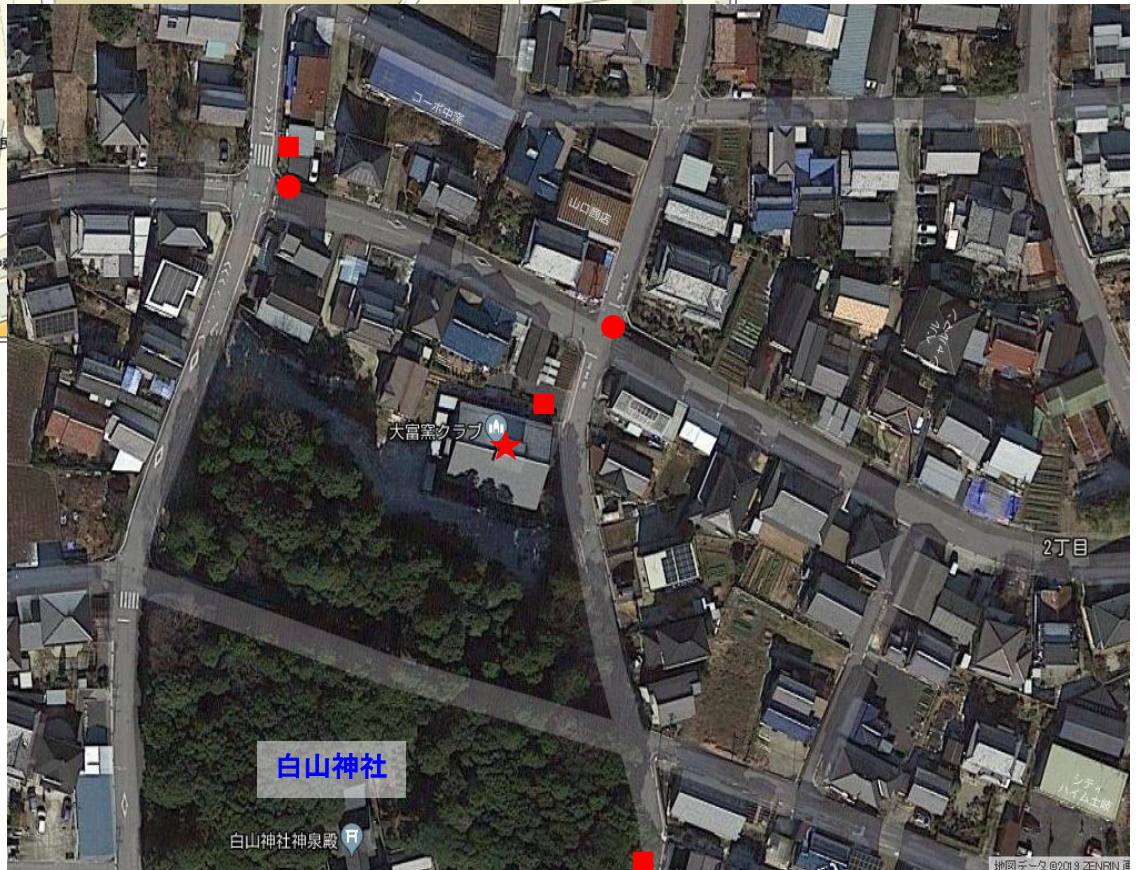
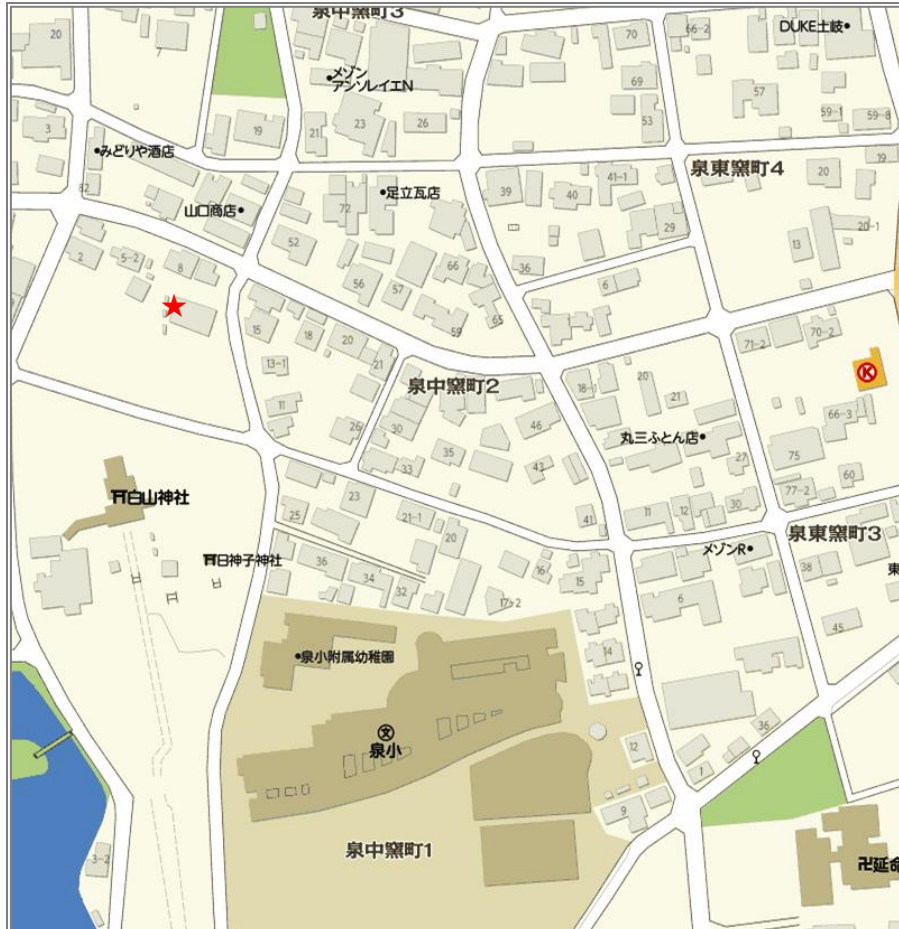
2. 防火管理者は、訓練を実施する場合には、「消防訓練実施計画・結果報告書」により消防本部へ通知するものとする。

附 則

1. この計画は、平成23年4月1日(2011)から施行する。
2. この計画は、平成24年4月1日(2012) から一部改廃をして施行する。
3. この計画は、平成27年4月1日(2015) から一部改廃をして施行する。
4. この計画は、平成29年11月1日(2017) から一部改廃をして施行する。
5. この計画は、令和5年2月1日(2023) から防火管理者を変更して施行する。

付図 1

大富窯クラブ 地図 (★印)



●印は消火栓 ■印は消火ホース

付図 2

大富窯クラブ 避難経路及び消防施設・器具の配置

2012/2 作成

